環境省総合政策環境政策管理局環境影響審査室と申します。

平成28年7月付けでご質問いただきました道北7事業の風力発電事業につきまして回答いたします。

まず(1)につきましてご指摘のとおり再生可能エネルギーの導入は地球温暖化対策の観点からは重要と認識しております。特に風力発電におきましてはご指摘のような環境面における累積的な影響を考慮の必要性なども認識しております。そのため環境省においては地域において環境面だけではなく経済面社会面も統合的に評価して再生可能エネルギー導入を促進すべきエリア、環境保全を優先すべきエリア等の設定を行う導入手法について検討する為、国内外の取り組み知恵なども参考にしつつ、今年度からモデル地域の公募事業に着手したところです。本公募事業を含め、現時点では道北地域において導入は行われていないと承知しておりますが、例えば道内においては新エネルギーに関するゾーニング策定マニュアルが作成されていると承知しています。尚、環境影響評価法の対象となる事業においては、事業者により法に基づき住民意見や関係市町村長、都道府県知事等の意見を踏まえて適切な環境影響の調査予測評価及びそれらに基づく環境保全措置の実施が求められています。環境省においても、環境の保全についての適切な配慮がなされるよう必要な事項については環境大臣意見を述べることとしております。

続きまして(2)のご質問につきまして、累積的な影響の予測評価については、専門家等の助言に基づき各事業者において実施している所であり、風力発電機の設置の位置や諸元等の予測に必要な情報に基づき、一定程度の予測評価は技術的に可能と認識しています。また、累積的な影響が懸念される事業に対しては、環境大臣意見において事業者間の情報共有に努め適切に予測評価を行うことを求めています。

続いて(3)につきましては、本計画における利尻礼文サロベツ国立公園の環境影響評価については、当該国立公園の自然環境及び利用への影響予測及び評価を踏まえて審査を行っております。

最後に(4)の①につきましては、今後隣接する地域に他の事業者が風力発電事業を計画した場合には、必要に応じて先行した事業の調査に基づく評価の結果も踏まえて審査することとしています。また、②につきましては、環境影響評価法に基づき準備書の審査機関が指定しているところ、それに従って順次審査を進めていくことが必要と考えております。道北地方における渡り鳥のルート等については、環境省でも調査を行っており、その結果も踏まえて環境大臣意見に必要な措置を求めていくこととしております。

回答としては以上でございます。